

参考 1. 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金交付規程

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金交付規程

(通則)

第1条 次世代自動車用充電設備の設置に対する助成金（以下「補助金」という。）の交付等の事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金交付要綱（20170321財製第10号）（以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、経済産業大臣が定めた交付要綱第2条の目的の達成を図るため、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が、次世代自動車用充電設備及び課金装置を設置する者に対して補助金の交付を行う事業（以下「補助事業」という。）の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(充電設備の定義)

第3条 充電設備とは、電気自動車（搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。）及びプラグインハイブリッド自動車（搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。）（以下、「電気自動車等」という。）に充電するための設備であって、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- 二 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- 三 V2H充電設備 電気自動車等に搭載された電池から電力を給電するための直流/交流変換回路をもつ充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。
- 四 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。
- 五 充電用コンセントスタンド 前号の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。

(事業の内容)

第4条 補助事業の内容は、次に各号に掲げるものをいう。

- 一 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電） 「高速道路SA・PA」等（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する高速道路株式会社6社が管理する道路及び地方道路公社法第1条（平成25年6月14日法律第44号）に規定する地方道路公社が管理する道路のSA・PA及び隣接設置されたハイウェイオアシスのうち、新設又は電欠防止の観点から特に重要な地点に限る。）、「道の駅」（自治体又は自治体に代わり得る公的な団体が申請し、国土交通省の登録を受けた案内・サービス施設をいう。）及び「空白地域」における経路充電のための充電設備の設置事業をいう。
- 二 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電） 「大規模商業施設」や「宿泊施設」等、電気自動車等の利便性向上の観点から電気自動車等の普及に特に有効と考えられる施設における目的地充電のための充電設備の設置事業をいう。
- 三 マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電） 新設又は既設の共同住宅及び長屋（以下「マンション等」という。）に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）並びに事務所・工場に勤務する従業員や事業者が利用する駐車場における基礎充電のための充電設備の設置事業をいう。
- 四 課金装置設置事業 既設の充電設備に設置する課金装置の設置事業をいう。

(交付の対象者、補助対象経費及び補助率)

第5条 センターは、民間団体等（地方公共団体、法人、個人）が行う前条に定める事業に要する経費のうち、補助金の交付の対象としてセンターが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。この場合において、当該事業に要する経費の消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まないものとする。なお、別紙（暴力団排除に関する誓約事項）に記載されている事項に該当する者は、補助金の交付対象としない。

- 2 前項の補助対象経費に係る充電設備及び課金装置は、一定の仕様に基づき生産されるものであって、その製造事業者（製造事業者が海外法人である場合にあつては、製造事業者の委託を受けた輸入事業者とする。以下同じ。）からの申請により、あらかじめセンターが承認したものに限る。
- 3 補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付上限額)

第6条 補助対象経費に係る一基当たりの補助金交付上限額は、別表2に定める金額の範囲内で、事業の種類、充電設備の種類及び設置工事の内容毎にセンターが別に定める。

- 2 センターは、前項のセンターが定める補助金交付上限額の範囲内で、充電設備又は課金装置の型式毎に前条第2項の承認を行い、これを公表する。

(補助金の公募申請)

第7条 補助金交付の採択を受けるための申請（以下「公募申請」という。）をする者（以下「公募申請者」という。）は、別にセンターが指定する日までに、センターが定める様式に

- よる公募申請書をセンターに提出しなければならない。
- 2 公募申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。
 - 一 一つの工事毎に行われていること。
 - 二 国の他の補助金と重複して申請していないこと。
 - 三 充電設備又は課金装置を設置する土地の使用権限を有していること。(借地の場合は、土地の使用許諾及び充電設備又は課金装置を設置することの許諾を取り、許諾を証する書類の提出が可能なこと。)
 - 四 公募申請者が、別紙(暴力団排除に関する誓約事項)に該当していないこと。
 - 五 公募申請に係る充電設備及び課金装置は、今後、新規に購入される充電設備及び課金装置であり、中古品又は新古品ではないこと。また、充電設備及び課金装置の発注及び支払いは交付決定日後であること。
 - 六 充電設備の設置基数は、原則としてセンターが事業毎に別に定める目安の範囲内であること。
 - 七 充電設備又は課金装置の設置に係る工事の施工開始は交付決定日後であること。
 - 八 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事等を含む。)がある場合、センターに申告すること。
 - 九 充電設備又は課金装置の設置及びその支払いが、第14条第1項に規定する実績報告書提出期限日までに完了すること。
 - 十 設置した充電設備及び課金装置(案内板等の付帯設備を含む。)について、第18条第2項に規定する保有義務期間を満了できること。
 - 十一 センターから求められた場合には、直ちに利用状況に関するデータ(利用頻度等)を提供し、センターが当該データを含む設備に係る情報について国への提供を行うことを了承すること。
 - 十二 別表3の事業毎の申請要件を満たしていること。
 - 十三 別表4に定める書類が添付されていること。
 - 3 センターは、第1項の規定による公募申請書の提出があったときは、センターに到着した日を到着日とし、公募申請書の受付を行うものとする。
 - 4 センターは、公募申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等(以下「公募審査等」という。)により、公募申請要件を満たし、予算の範囲内において適切であると認められた場合にのみ、センターが定める日までに、採択を行い、採択通知書により通知するものとする。ただし、センターが公募審査等を行うにあたり、特に期間を要するとして公募申請者に対してその旨の連絡を行ったものについては、この限りでない。なお、公募審査等については、センターが別に定める。
 - 5 センターは、前項の採択の通知に際して、必要な条件を付することができる。
 - 6 センターは、第4項の採択の通知の後に、公募申請者から当該通知に係る申請に内容の変更の申告があった場合は、その内容により当該通知を無効とすることができる。
 - 7 公募申請者は、前項により公募申請が無効となった場合は、第1項に定める期間内であれば、内容を変更し公募申請書を提出することができるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条第4項による採択通知書を受け、交付決定を得るための申請（以下「交付申請」という。）を行う者（以下「交付申請者」という。）は、前条第4項による採択通知書を受けた日から起算して原則15営業日以内又は別にセンターが指定する日のいずれか早い日までに、センターが定める様式による交付申請書をセンターに提出しなければならない。

- 2 交付申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。
 - 一 前条第4項に基づく採択通知書を受けていること。
 - 二 前号の交付申請の内容が、採択された内容（前条第5項の必要な条件を含む。）から変更がないこと。
 - 三 補助対象経費の支払は交付決定日後であって、またその支払方法は原則として金融機関振込とするに同意していること。
 - 四 別表5に定める書類が添付されていること。

(交付の決定等)

第9条 センターは、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、センターに到着した日を到着日とし、交付申請書の受付を行うものとする。ただし、センターは、交付申請の内容が採択した内容から変更があると認めるときは受付を拒否し、採択通知書を無効とすることができるものとする。

- 2 センターは、交付申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査など（以下「交付審査等」という。）により、交付申請要件を満たし、予算の範囲内において補助金を交付すべきものと認めたときは、交付申請書が到着した日から原則15営業日以内に交付の決定を行い、補助金交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。ただし、センターが交付審査等を行うにあたり、書類に不備・不足等があり、その是正に期間を要するとして交付申請者に対してその旨の連絡を行ったものについては、この限りでない。
- 3 前項の場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。
- 4 第2項に基づき通知した交付決定通知書に記載された日を交付決定日とする。
- 5 交付申請者は、第2項に基づき通知した交付決定通知書を受領した日から原則30日以内に充電設備の発注及び施工の開始をしなければならない。
- 6 センターは、第2項の交付決定通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 7 センターは、第7条第2項第八号の申告があった場合には、別に定める方法により計算される利益等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 8 交付申請者は第2項の規定に基づく交付の決定によって生じる権利の全部又は一部をセンターの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(申請の取下げ)

第10条 公募申請者は、第7条第4項の規定による採択の通知を受ける前において、公募申請を取り下げることができる。公募申請の取下げをしようとするときは、センターが定める様式による取下書（以下「補助金申請取下書」という。）をセンターに提出しなければならない。

- 2 交付申請者は、前条第2項の規定による補助金の交付の決定の通知を受ける前において、補助金の交付申請を取り下げることができる。交付申請の取下げをしようとするときは、補助金申請取下書をセンターに提出しなければならない。
- 3 交付申請者は、前条第2項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して7日以内に補助金申請取下書をセンターに提出しなければならない。
- 4 公募申請者及び交付申請者は、前3項において取下げの手続きが完了した後に、公募申請の受付期間内であれば内容を変更し再度公募申請書の提出ができるものとする。

(計画変更の承認等)

- 第11条 交付申請者は、第9条第2項の交付の決定の通知を受けた後に、当該交付決定通知に係る交付申請の内容を変更（全部又は一部の承継、中止又は廃止を含む。）しようとするときは、センターが定める様式による計画変更承認申請書をセンターにあらかじめ提出し、計画変更承認通知書によりセンターの承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、変更内容をセンターに報告し、その指示を受けることとする。
- 2 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(遅延等の報告)

- 第12条 交付申請者は、第9条第2項の交付の決定の通知を受けた後に、設備設置工事が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は困難となった場合においては、速やかにセンターが定める様式による工事完了日遅延等報告書をセンターに提出し、その指示を受けなければならない。

(実施状況等報告)

- 第13条 交付申請者は、第9条第2項の交付の決定の通知を受けた後に、センターが必要と認めて要求したときは、充電設備又は課金装置設置の設置工事の実施状況等について、センターが定める様式による実施状況等報告書をセンターが要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

- 第14条 第9条第2項の交付の決定の通知を受けた交付申請者は、充電設備又は課金装置の設置工事が完了し、かつ充電設備又は課金装置と設置工事に係る補助対象経費全額の支払いが完了したとき（第11条第1項の規定に基づき中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又はセンターが別に定める実績報告書の提出期限日のいずれか早い日までに、センターが定める様式による実績報告書をセンターに提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。
- 3 センターは前項の承認をする場合、第1項に定めるセンターが別に定める実績報告書の提出期限日を超えてすることはしないものとする。
- 4 第1項の実績報告に必要な添付書類は別表6に定める。

(補助金の額の確定等)

第15条 センターは、充電設備又は課金装置の設置に係る前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容(第11条第1項の規定に基づく承認をしたときには、その承認された内容)及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、センターが定める様式による補助金の額の確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた交付申請者に確定通知するものとする。

(補助金の支払)

- 第16条 センターは、交付要綱第15条に基づく経済産業大臣からの補助金の支払いがあったときには、前条の規定により確定した交付すべき補助金の額を、遅滞なく交付申請者に支払うものとする。
- 2 前項の交付申請者への補助金の支払いは、交付申請者が実績報告書に記載する補助金の支払先に対する振り込みにより行われるものとする。
 - 3 前項に記載される補助金の支払先は交付申請者名義に限るものとする。ただし、センターが認める場合はその限りではない。

(交付決定の取消し等)

第17条 センターは、第11条第1項の規定による計画変更等の申請があった場合又は第9条第2項の交付の決定の通知を受けた交付申請者が次の各号の一に該当すると認められる場合は、第9条第2項の規定による決定の全部又は一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 一 法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。
 - 二 交付の決定の通知に係る交付申請(第11条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの)の内容と異なる使用等をした場合、及び交付の決定に付された条件に従わなかった場合。
 - 三 不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合。
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付の決定の通知に係る交付申請(第11条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの)の内容の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
 - 五 交付申請者が、別紙(暴力団排除に関する誓約事項)に違反した場合。
- 2 前項の規定は、第15条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
 - 3 センターは、第1項に基づく取消しをしたときには、センターが定める様式による補助金交付決定取消通知書により、速やかに交付申請者に通知するものとする。

- 4 センターは、第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式による補助金返還命令書により、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命じることができるとする。
- 5 センターは、前項の返還を命じる場合は、第1項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命じることができるものとする。
- 6 第4項の補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
- 7 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、センターは未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金をセンターに納付させることができる。

(取得財産等の管理等)

- 第18条 補助金の交付を受けた者は、補助金により取得した充電設備又は課金装置（以下「取得財産等」という。）については、充電設備又は課金装置の設置完了後においても、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助金の交付を受けた者は、取得財産等については、センターが別に定める期間保有しなければならない。
 - 3 前項の取得財産等の保有を義務付けられる期間（以下「保有義務期間」という。）内にセンターが保有義務違反と認めるときは、センターは、前条第1項及び第2項に基づき交付決定を取消し、同条第4項に規定される補助金返還命令書により、補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。なお、前項の規定により定められた期間内において、あらかじめセンターが定める様式による財産処分承認申請書を提出し、センターがこの申請を適正と認めるときは、その限りではない。
 - 4 センターは前項の申請を適正と認めるときは、当該申請に係る処分の内容について承認し、財産処分承認通知書により通知するものとする。
 - 5 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、センターの定める様式による取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理するとともに、本表の写しを第14条第1項に定める実績報告書に添付して提出するものとする。
 - 6 センターは本規定に準じた電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金管理規程を別表7に定め、補助金の交付を受けた者に通知し、取得財産等の適正な管理を促し、また、補助金の交付を受けた者は、これを遵守するものとする。
 - 7 センターは、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。

(財産処分の制限等)

第19条 処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の取得財産等とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数等を勘案して、センターが別に定める期間とする。

3 前項の規定により定められた期間内において、補助金の交付を受けた者が処分を制限された取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめセンターが定める様式による財産処分承認申請書を提出し、センターはこの申請を適正と認めるときは、当該申請に係る処分の内容について承認し、財産処分承認通知書により通知するものとする。

4 センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、別表8に掲げるものにあつては、適用しない。また、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合、センターは、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

5 前条第7項の規定は、第3項の承認をする場合において準用する。

6 センターは、第17条第4項、前条第3項及び第4項において、補助金の返還を求めた者から新しい申請がされた場合は、補助金の返納が完了したことを確認するまで、その申請の受付を拒否することができる。

(手続代行者)

第20条 交付申請者は、第8条に規定する交付申請及び第14条に規定する実績報告に係る業務等の手続きの代行について、第三者（以下「手続代行者」という。）に依頼することができるものとする。ただし、センターが認めた場合を除き、手続代行者は工事施工会社に限る。

2 手続代行者は、交付申請者の指示に従い依頼された一切の手続きを誠意をもって実施しなければならない。また、本手続の代行を通じて申請書に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

(充電設備等設置事業の経理等)

第21条 補助金の交付を受けた者は、原則として本補助金の交付を受けて実施した充電設備及び課金装置の設置事業（以下「充電設備等設置事業」という。）に関する経理についての帳簿を備え、充電設備等設置事業以外の経理と区分した上、充電設備等設置事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の支出額について、その内容を証する書類を整理して、前項の帳簿とともに充電設備等設置事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、センターの要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

(センターによる調査)

第22条 センターは、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、第5条第2項の承認を受けた充電設備及び課金装置の製造事業者、輸入業者、交付申請者（補助金の交付を受けた後を含む。）及び手続代行者（以下「交付申請者等」という。）に対して所要の調査等を行うことができる。

2 交付申請者等は、センターが必要な範囲内において調査等を行う場合は、これに協力しなければならない。

(センターによるデータ等の提供要請と協力要請)

第23条 センターは、国の施策に基づき、必要な範囲において交付申請者等に対して電気自動車等及び充電インフラの普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

2 交付申請者等は、センターが必要な範囲内においてデータ等の提供を要請した場合は、これに協力しなければならない。

(補助金の返還)

第24条 センターは、事業終了後において、補助金の交付を受けた者から補助金の返還があった場合には、速やかに経済産業大臣に報告し、経済産業大臣の指示に従わなければならない。

(個人情報保護等)

第25条 センター及びその職員は、本事業を通じ、公募申請者及び交付申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

2 センター及びその職員は、本事業の実施にあたって第5条第2項の承認を受けた充電設備及び課金装置の製造事業者から提供を受けた一切の秘密情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、国以外の第三者に漏洩し又は交付要綱第2条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

3 センターは、本事業の実施にあたって提供された個人情報及び秘密情報については、交付要綱第20条第3項における保存期間が経過した場合には経済産業大臣へ報告し、その指示に従わなければならない。

(不正行為等の公表等)

第26条 センターは、公募申請者及び交付申請者、手続代行者、工事施工会社及び充電設備及び課金装置の製造事業者等が虚偽及び不正行為等により補助金の申請手続き等を行った場合、次の各号の措置を講ずることができるものとする。

一 センターが行う補助事業等の新しい申請の全部又は一部について、一定期間受付を拒否すること。

二 公募申請者及び交付申請者、手続代行者、工事施工会社及び充電設備及び課金装置の製造事業者等の名称及び不正の内容を公表すること。

(暴力団排除に関する誓約)

第27条 公募申請者及び交付申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の公募申請及び交付申請前に確認しなければならず、公募申請書及び交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。なお、公募申請者及び交付申請者が暴力団である又は暴力団との付き合いがあると疑われる場合には、センターは本事業を通じ、公募申請者及び交付申請者に関して得た情報を国に提供することができる。

(その他必要な事項)

第28条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は、センターが別に定める。

- 2 センターは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、経済産業大臣から補助事業の手続等について見直しを求められた場合には、この交付規程及び前項に規定する施行に関し必要な事項について、所要の見直しを図るものとする。
- 3 センターは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、充電インフラに関する調査を行うことができる。

(附則)

この交付規程は、平成29年4月3日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の公募申請及び交付申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別表 1)

補助対象経費の内訳及び補助率

補助対象事業	補助対象経費の内訳	補助率
1. 高速道路 S A ・ P A 及び道の駅等への 充電設備設置事業 (経路充電)	1. 充電設備の購入費	定額
	2. 充電設備の設置工事費 ^(注1) 充電設備設置工事費、案内板設置 工事費、付帯設備設置工事費、 その他設置に係る費用	定額
2. 商業施設及び 宿泊施設等への 充電設備設置事業 (目的地充電)	1. 充電設備の購入費	1 / 2
	2. 充電設備の設置工事費 ^(注1) 充電設備設置工事費、案内板設置 工事費、付帯設備設置工事費、 その他設置に係る費用	定額
3. マンション及び 事務所・工場等への 充電設備設置事業 (基礎充電)	1. 充電設備の購入費	1 / 2 (ただし、V 2 H 充電 設備は 2 / 3)
	2. 充電設備の設置工事費 ^(注1) 充電設備設置工事費、付帯設備工 事費、その他設置に係る費用	定額
4. 課金装置設置事業	1. 課金装置の購入費	1 / 2
	2. 課金装置の設置工事費 ^(注1) 課金装置設置工事費、案内板設置工 事費、その他設置に係る費用	定額

注 1. 設置工事費の詳細項目については別にセンターが定める。

(別表2) 補助金交付上限額^(注2)

<p>1. 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）</p> <p>(1) 充電設備の購入費^(注3)</p> <p>急速充電設備・普通充電設備・V2H充電設備：450万円</p> <p>充電用コンセント・充電用コンセントスタンド：15万円^(注4)</p> <p>(2) 充電設備の設置工事費^(注3)</p> <p>①「高速道路等」への設置工事費</p> <p>特別な仕様に基づく工事の場合^(注5)：5,000万円</p> <p>特別な仕様に基づかない場合：506万円</p> <p>②「道の駅」及び「空白地域」への設置工事費</p> <p>急速充電設備・普通充電設備・V2H充電設備：506万円</p> <p>充電用コンセント・充電用コンセントスタンド：320万円</p>
<p>2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）</p> <p>(1) 充電設備の購入費^(注3)</p> <p>急速充電設備・普通充電設備・V2H充電設備：225万円</p> <p>充電用コンセント・充電用コンセントスタンド：7.5万円</p> <p>(2) 充電設備の設置工事費^(注3)</p> <p>急速充電設備・普通充電設備・V2H充電設備：285万円</p> <p>充電用コンセント・充電用コンセントスタンド（機械式駐車場内）：290万円</p> <p>充電用コンセント・充電用コンセントスタンド（機械式駐車場以外）：230万円</p>
<p>3. マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業（基礎充電）</p> <p>(1) 充電設備の購入費^(注3)</p> <p>急速充電設備・普通充電設備・V2H充電設備：225万円</p> <p>充電用コンセント・充電用コンセントスタンド：7.5万円</p> <p>(2) 充電設備の設置工事費^(注3)</p> <p>①マンション等への設置工事費</p> <p>急速充電設備・普通充電設備・V2H充電設備：340万円</p> <p>充電用コンセント・充電用コンセントスタンド（機械式駐車場内）：310万円</p> <p>充電用コンセント・充電用コンセントスタンド（機械式駐車場以外）：285万円</p> <p>②事務所・工場等への設置工事費</p> <p>急速充電設備・普通充電設備・V2H充電設備：120万円</p> <p>充電用コンセント・充電用コンセントスタンド（機械式駐車場内）：238万円</p> <p>充電用コンセント・充電用コンセントスタンド（機械式駐車場以外）：120万円</p>
<p>4. 課金装置設置事業</p> <p>(1) 課金装置の購入費^(注3)：50万円</p> <p>(2) 課金装置の設置工事費^(注3)：47万円</p>

注2. 複数の充電設備の設置工事における「設置工事費」の補助金交付上限額については、別にセンターが定める。

注3. 充電設備又は課金装置購入及び設置工事に係る契約に関しては、でき得る限りの競争に付し、設置費用の低減に努めること。

注4. 高速道路SA・PAは含まない。

注5. 特別な仕様に基づく工事とは、当設置場所を管轄する国、自治体、又は高速道路会社等が充電設備の設置について特別に適用を指示する規格及び仕様に基づいて工事を行う必要がある場合で、特にセンターが認める工事をいう。

(別表3) 補助金の公募申請要件

補助対象事業	公募申請要件
1. 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業(経路充電) (1) 高速道路SA・PA	次の要件をすべて満たすこと。 ①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。 ②充電設備の利用者を限定せず、 ^(注6) 他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと(ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とする。) ③充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。 ④原則、新規に整備された場所、又は電欠防止の観点から特に重要な場所であること。
1. 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業(経路充電) (2) 道の駅	次の要件をすべて満たすこと。 ①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。 ②充電設備の利用者を限定せず、 ^(注6) 他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと(ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とする。) ③充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。 ④原則、新規に整備された場所、又は電欠防止の観点から特に重要な場所であること。
1. 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業(経路充電) (3) 空白地域	次の要件をすべて満たすこと。 ①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。 ②充電設備の利用者を限定せず、 ^(注6) 他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと(ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とする。) ③充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。 ④電欠防止の観点から特に重要な場所であり、原則、半径15km圏内に上記①～③の要件を全て満たす充電設備(以下「公共用充電設備」という。)が設置されていないこと。

<p>2. 商業施設及び 宿泊施設等への 充電設備設置事業 (目的地充電)</p>	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。</p> <p>②充電設備の利用者を限定せず、^(注6)他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと(ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とする。)</p> <p>③充電場所を示す案内板を当該施設の入り口に設置すること。</p>
<p>3. マンション及び 事務所・工場等への 充電設備設置事業 (基礎充電) (1) マンション等</p>	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①設置場所がマンション(共同住宅)等であることを証する書類の提出が可能なこと。</p> <p>②充電設備の利用者は、当該駐車場の契約者に限られる。ただし、充電設備の所有者が許諾する場合は、この限りではない。</p>
<p>3. マンション及び 事務所・工場等への 充電設備設置事業 (基礎充電) (2) 事務所・工場等</p>	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①設置場所が従業員駐車場の場合は、その事実を証する書類の提出が可能なこと。</p> <p>②電気自動車等の所有状況及び今後の購入の予定を申告すること。</p>
<p>4. 課金装置設置事業</p>	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①設置する充電設備が既設であり、公共用充電設備であること。</p> <p>②既設の充電設備の所有者の許諾を得ていること。</p> <p>③設置する既設の充電設備が過去の充電設備の補助事業において、センターが補助対象充電設備として承認している充電設備であること。</p> <p>④設置する充電設備の稼働に影響を与えず、充電設備メーカーの保証内容に変更がないこと。</p> <p>⑤既設の充電設備に充電場所を示す案内板が当該施設の入り口に設置されていない場合は、案内板を設置すること。</p>

注6. 充電設備の使用を会員制にて行う場合、非会員であっても何らかの方法にて使用可能とすること。

(別表4) 公募申請に必要な添付書類

設備設置に係る公募申請をする場合の添付書類

- ①充電設備又は課金装置購入費及び設置工事に係る見積書
- ②充電設備又は課金装置の設置場所見取図等
- ③法人（地方公共団体を除く。）にあつては、履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書等（3カ月以内の発行もの、原本）及び役員名簿（リースの使用者（契約者）も含む。）
- ④法人番号を指定されている法人にあつては、法人番号を証する書類（法人番号指定通知書の写し又は法人インフォメーションよりダウンロードした該当のPDFファイルを印刷したもの）^(注7)
- ⑤個人にあつては本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し
- ⑥マンション管理組合（管理組合法人を除く。）にあつては、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し
- ⑦充電設備又は課金装置をリースする目的で取得するものについては、リース事業を生業とすることを証する書類の写し（上記③で代替することも可）
- ⑧その他センターが定めるもの

注7. 補助金の交付決定等に関する情報（申請者名（採択先及び交付決定先）、法人番号、採択日、交付決定日、交付決定額等）がオープンデータとして法人インフォメーションに公表されることに了承すること（申請者が個人の場合を除く。）

(別表5) 交付申請に必要な添付書類

設備設置に係る補助金交付申請をする場合の添付書類

- ①工事着工前の要部写真
- ②設置工事内容が確認できる図面
- ③その他センターが定めるもの

(別表6) 設備設置に係る実績報告に必要な添付書類

- ①充電設備設置代金証憑の写し
発注書、請求書、契約書、領収書及び金融機関発行の振込証明書等、の写し
- ②充電設備又は課金装置のメーカーが発行する保証書又はメーカーが認めた第三者の発行する保証書。（ただし、この場合、保証書のフォームはメーカーが定めたもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る。）
- ③充電設備又は課金装置及びその設置工事をリースする目的で取得するものについては、リース契約書の写し
- ④取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の写し
- ⑤充電設備又は課金装置設置の完了を確認できる書類
- ⑥充電設備又は課金装置設置中及び完了後の要部写真
- ⑦充電設備又は課金装置設置の完了を確認できる図面
- ⑧補助金交付を求める口座の交付申請者名義を証する書類
- ⑨その他センターが定めるもの

(別表7)

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金管理規程

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金管理規程

1. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、法令を順守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。
3. 補助金の交付を受けた者は、一定期間（注）内において取得財産等を保有し、処分を制限された取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け（リース事業者を除く。）、廃棄又は担保に供すること）してはならない。
4. 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により定められた期間内において取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をセンターに提出しその承認を受けなければならない。
センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を求める場合がある。また、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部又は一部の返還を求める場合がある。

（注）一定期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等を勘案して、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金交付規程第18条第2項及び同19条第2項に基づく、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金業務実施細則別表5に定められた期間とする。

(別表8) 承認を受けて行われる処分のうち、センターが特に認めるもの

次に掲げる処分（譲渡の場合にあっては、譲受人が取得財産等を処分制限期間中に新たな財産処分を行う場合は、あらかじめ財産処分に係るセンターの承認を譲受人自身が行得ることについて合意がある場合に限る。）

- 1 住宅及び建築物等に充電設備又は課金装置が設置された場合における、当該住宅及び建築物等の譲渡と併せて行われる当該充電設備又は課金装置の譲渡。
- 2 申請者が所有していない土地に充電設備又は課金装置が設置される場合において、当該土地所有者の意向による土地の利用用途の変更に伴う当該充電設備又は課金装置の処分であって、処分後も引き続き当該充電設備又は課金装置が本補助目的の達成を図るために利用されるものとしてセンターが認めるもの。
- 3 その他センターが充電設備又は課金装置の普及の促進に特に必要と認める処分。